

< 入札公告 兼 入札説明書 >

次のとおり、条件付き一般競争入札（持参入札）を行います。

本件は、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数あった場合、くじ引きにより落札候補者を決定しますので、ご了承ください。

2021年10月22日

社会福祉法人みその
理事長 江草 明彦

1 工事の概要

別紙「**工事発注概要書**」に記載のとおりです。

2 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、入札参加者は、競争参加資格確認申請期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間にわたって、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。

(1) 各工事に共通する事項

共同企業体の場合は、すべての構成員が次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。

ア 神奈川県競争入札の参加者の資格に関する規則(昭和40年神奈川県規則第106号)第4条第1項に規定する入札参加資格を有することについて知事の認定を受けている者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 発注工種につき、有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。

エ 当該工事の下請け総額が建設業法で定める額以上(建築工事6,000万円以上)と想定される場合は、当該工事の種類に係る特定建設業の許可を有する者であること。

オ 神奈川県指名停止等措置要領(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止期間中の者でなく、かつ、所在市町村が措置する指名停止期間中の者でないこと。

カ 入札参加資格確認申請期限以前2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けた後、(ア)の入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

キ 入札参加資格確認申請期限以前6か月以内に取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出している者でないこと。

ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けた後、(ア)の入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

ク 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

ケ 神奈川県税、所在市町村の市町村税、消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

コ 発注工種に係る建設業法第26条に規定する技術者(監理技術者の場合は、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者)を現場に配置できる者であるこ

と。

サ 工事費内訳書を提出できる者であること。

シ 「営業所実態調査における指導事項の改善について(通知)」を県から受けている者でないこと又は上記通知を受けた者で改善確認通知を受けている者であること。

ス 社会保険等(健康保険、年金保険及び雇用保険)加入事業者であり、社会保険等未加入業者を下請(一次)としないこと。

セ 発注者である法人の役員(設立中の法人にあつては、設立者)又はその親族(以下「法人役員等」という。)が役員に就任している法人、法人役員等が議決権の過半数を有している法人その他の法人役員等が特別の利害関係を有する者でないこと。

ソ 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(2) 工事別事項

「工事発注概要書」に記載のとおりです。

3 競争参加資格確認申請の提出について

入札参加希望者は、別紙「競争入札参加申請に伴う誓約事項に係る注意」を必ず確認の上、「工事発注概要書」に記載した期限までに、競争参加資格確認申請を行ってください。

競争参加資格確認申請をもって、別紙「競争入札参加申請に伴う誓約事項に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

4 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、入札参加資格確認結果通知書(入札参加資格の有無(無の場合の理由)、入札を実施する日時・場所、その他入札条件等を記載)により入札参加資格の有無を通知します。

入札参加資格が「有」とされた場合でも、入札参加資格確認申請時点から落札決定、契約締結までの全期間に渡って入札参加資格要件を満たしていることが必要で、契約締結以前に入札参加資格を失った場合、落札結果は無効となり、契約を締結することができなくなります。

入札参加資格のない者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札又は契約締結以前に入札参加資格を失った場合は無効となります。

5 入札の実施

(1) 入札参加者の資格確認

入札参加者が入札参加事業者又はその代理人であることを、入札参加資格確認結果通知書(原本)及び運転免許証等の身分証明書により確認します。

代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。なお、同一の代理人が、当該入札において2者以上の代理人を兼ねることは認められません。

(2) 入札書の提出

ア 入札書は、インクまたはボールペン等の容易に修正できない方法により、黒色または青色で記載してください。

イ 入札書は、「工事発注概要書」に記載の日時及び場所に持参により提出してください。郵送

または電信による入札は認められません。

ウ 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。(落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。)

エ 入札執行者の合図により、入札参加者に入札書を入札箱に投函してください。

オ 一度提出した入札書の書き換え、差し替え及び撤回はできません。

(3) 工事費内訳書の提出

入札書の提出と同時に工事費内訳書を提出してください。工事費内訳書の提出がない場合は失格とします。なお、内訳書の様式は設計図書とともに配布しますので、必ず配布された様式を使用してください。

ただし、再度入札は工事費内訳書の提出の必要はありません。

(4) 入札回数

入札回数は1回を原則とします。開札の結果、予定価格の範囲内(最低制限価格以上)の入札がないときは、再度入札を1回行います。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

(5) 入札の辞退

入札日以前に入札参加事業者が入札を辞退する場合、辞退届を提出してください。

辞退届を提出した後は、辞退届の撤回はできません。

入札時刻に遅れた事業者又は入札に参加しない事業者は、入札を辞退したものとみなします。

1回目の入札を辞退した者は、当該入札に係る再度入札には参加できません。

(6) 開札

入札参加者による入札書、工事費内訳書の提出が終了した後、直ちに当該入札場所において開札を行います。

(7) 無効な入札

次に該当する入札は、無効となります。

なお、1回目の入札で無効とされた者は、当該再度入札には参加できません。

また、契約締結前に談合情報があり、明らかに談合の事実があったと認められるときは、当該入札は無効となります。

ア 入札参加資格のない者がした入札又は入札参加資格を確認した者で、落札決定までに入札参加の資格要件を欠いた者がした入札

イ 委任状を提出しない代理人がした入札

ウ 記名押印がない入札又は入札事項を表示しない入札

エ 入札参加資格の確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札

カ 同一事項に対し、2通以上入札した入札

キ その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 最低制限価格未満の入札

最低制限価格未満の価格をもって入札した者は失格とし、当該再度入札には参加できません。

(9) 落札候補者の決定

最低制限価格以上で予定価格以下の価格で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とします。

落札候補者となるべき価格の入札をした者が2者以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引いてもらい落札候補者を決定します。

同価入札をした者は、すべてくじを引かなければならず、くじ引きを辞退したり撤回することはできません。

当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わり当該入札事務に関係のない職員がくじを引きます。

くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。

(10) 落札候補者等の公表

落札候補者が決定した場合は、予定価格、最低制限価格、各事業者名と各入札金額、落札者となる事業者名と落札金額を公表します。

落札候補者が決定しなかった場合は、落札者がいなかった旨と最低入札金額(事業者名は除く)だけを公表します。

(11) 再度入札

開札の結果、最低制限価格以上で予定価格以下の価格で入札した者がなく、予定価格を超える価格で入札した者がいた場合は、直ちに再度入札を行います。

再度入札の結果、落札候補者が決定しなかった場合は、当該入札は不調とし、当該入札を打ち切ります。

(12) 落札候補者による工事費細目内訳書の提出

落札候補者は、落札決定後速やかに工事費細目内訳書(種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書)を提出してください。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上を(仮)契約締結と同時に納付するものとします(ただし、設計金額が300万円未満の場合は不要です)。ただし、神奈川県債証券若しくは利付国債証券の提供又は金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。)若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

7 その他

(1) 落札者が契約締結までに「2」に掲げた競争参加資格のうち、1つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

(2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。

また、本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(4) 入札金額の算出に当たっては、設計図書中の設計書を優先することとします。

(5) 落札者が落札決定後速やかに当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。

(6) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(7) 設計図書に関する質問への回答は、質問しなかった方も必ず確認してください。回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。詳細は、「工事発注概要書」をご確認ください。

(8) 前各号に定めるもののほか、神奈川県競争入札の参加者の資格に関する規則の定めるところによります。